

# 令和2年度運送の安全に関する公表資料（結果・情報公開）

セントラル観光株式会社は、令和2年度運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、次のとおり運送の安全に関する公表を行っております。

## 1. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

### 令和2年度 安全目標

- |                  |    |
|------------------|----|
| ① 人身事故・物損事故ゼロ！   | 達成 |
| ② 飲酒運転、速度超過の撲滅！  | 達成 |
| ③ 法令及び諸規則の遵守！    | 達成 |
| ④ シートベルト着用の周知徹底！ | 達成 |

（総件数及び類型別の事故件数）

輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況、ならびに自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計をお知らせします。

	重大事故		人身事故		物損事故	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和2年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件

※重大事故は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいう。

飲酒運転防止の為に、乗務前・乗務後点呼の際にアルコール検知器を使用して確実に検査を実施しました。

又、宿泊をとまなう運行で、対面点呼を実施できない場合は、アルコール検知器を使用してモバイルにてアルコール点呼システムを利用し検査を実施しました。

## 2. 輸送の安全に関する教育及び研修実績

- ・ NASVAによる、運行管理者・補助者対象に2年に1回の一般講習を受講(8.9.11月) 7名
- ・ NASVAによる、乗務員適性一般診断受診 3名、適齢診断受診 1名、初任診断受診 0名
- ・ 国土交通省認定運輸安全マネジメントガイドラインセミナー受講 運行管理者 1名
- ・ 本社において、運転者年間計画を作成し、初任、適齢、現任運転者に対する関係法令の遵守、ヒヤリハット等の小集団教育・研修を実施し輸送の安全確保に向けた意識の向上を図りました。
- ・ 事故の詳細な原因、防止策を全乗務員に情報共有させ、問題を可視化させるためにドライブレコーダーを活用して情報発信を行う。
- ・ デジタル式運行記録計の運行データを活用した指導・教育・管理
- ・ 事故防止の取り組みについて各会議・指導等を実施
  - 事故防止対策会議 …………… 毎月1回開催
  - 乗務員ミーティング …………… 四半期毎1回
  - 事故惹起者に対する再発防止への指導 …………… 事故発生時
- ・ 交通安全運動期間中は、事故防止運動を実施しました。
  - \* 春・秋の全国交通安全運動 \* 夏の事故防止運動 \* 年末年始自動車輸送安全総点検
- ・ 三条市消防本部様より普通救命講習Ⅰを実施していただき、11名が受講しました。
- ・ 事故防止対策会議、ドライバーミーティングの実施
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策におけるバス内消毒・除菌の実施

### 3. 輸送の安全に関する投資実績

教育等に関する項目	安全教育費(適性診断・セミナー受講を含む)
健康管理に関する項目	健康診断受診(全社員)
設備・機器等に関する項目	睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査
	アルコールチェッカー購入・保守
	ドライブレコーダー・デジタコグラフ保守
	AED(自動体外式除細動器)導入維持費
	新型コロナウイルス感染症対策備品・オゾン発生装置等 上記設備機器の保守費用等

4. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置  
令和3年3月に内部監査を実施しました。監査内容につきましては、労務管理や運輸安全管理に基づいた運行管理について監査しました。  
実施結果に基づき、見直しと継続的改善への取り組みについて、再徹底を行いました。

5. 輸送の安全に関する情報の伝達体制 その他組織体制 別紙のとおり

6. 安全管理規程 別紙のとおり

7. 行政処分の公表 今年度、行政処分はありません。

令和3年4月1日

セントラル観光株式会社  
安全統括管理者 皆木和美

## 事故に関する統計

- ① 令和2年度国土交通省へ報告した事故件数は0件でした。  
事故の内容については以下の通りです。

### 令和2年度 事故報告規則第2条に基づく報告内容

輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況、ならびに自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計をお知らせします。

(総件数及び類型別の事故件数)

項 目	R元年度 件数	R2年度 件数
自動車が転覆し、転落し、火災(積載物の火災を含む。)を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件	0件
死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたもの	0件	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保険法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0件	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件	0件
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件	0件
総 件 数	0件	0件

- ② 令和2年度 統計  
人身事故・物損事故ゼロ！ 達成

	重大事故		人身事故		物損事故	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
令和2年度	0件	0件	0件	0件	0件	0件

※重大事故は、自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいう。